

※様式1は両面印刷願います。不可能な場合は、片面印刷後、ホッチキスで留めて送付願います。

赤字の部分を記載願います。

青字の部分は補足説明です。

(一社) 電池工業会指定用紙	
整理番号	30-空欄
① ソフトウェア以外の場合	<input checked="" type="checkbox"/>
② ソフトウェアである場合	<input type="checkbox"/>

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に  
係る生産性向上要件証明書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	建物附属設備
	設備の種類又は細目	電気設備：蓄電池電源設備
	設備の名称	リチウムイオン蓄電池システム ←名称を記載
	設備型式	2015年式 AB-CDEF10 ←設備の年式、品番を記載
	本社名・事業所名	GHI株式会社 JKL支店 ←設備ユーザーの名称の詳細を記載

○上記設備を前提とした場合における該当要件への当否

該当要件	一定期間(注1)内に販売開始された製品であるか	①販売開始年度(西暦)： 2015 年度(注2) ②取得(予定)日を含む年度： 2018 年度(注2) ② - ① = 3 年	1. 該当 2. 非該当
	「生産性向上」(旧モデル比生産性年平均1%以上向上)に該当するか (※)当該設備がソフトウェアである場合、または比較すべき旧モデルが全く無い新製品の場合には、記載不要。		1. 該当 2. 非該当
該当要件への当否			1. 該当 2. 非該当

(注1) 一定期間は、機械装置：10年、工具：5年、器具・備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年とする。  
(注2) 年度とは、その年の1月1日から12月31日までの期間をいう。

「該当要件」欄に記載されている事項について確認し、該当要件を満たしていることを証明します。

西暦      年      月      日

〒105-0011  
東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館  
一般社団法人 電池工業会  
専務理事 清水 義正      印

当該設備が上記該当要件を満たすものであることを証明します。

↓記入日を記載

西暦      2018年      XX月      YY日 ↓製造メーカーの情報を記載

製造事業者等の名称      MNO 電池株式会社

製造事業者等の所在地      P 県 Q 市 R 町 S 丁目 T 番地

代表者氏名：      電池 太郎 ←部門長、部門長印で可→印

担当者氏名：      普及 次郎

所      属：      営業本部 営業1課

担当者連絡先(電話番号)： 0123-45-6789 ←送付していただいた書類等に関して、弊会から問合せをさせていただく場合があります。

【経営力向上計画に係る認定申請書における「8. 経営力向上設備等の種類」の「所在地】又は【先端設備等導入計画に係る認定申請書における「3. 先端設備等の種類」の「所在地】について変更がある場合

(注3) 変更事項	変更前(都道府県名・市町村名)	変更後(都道府県名・市町村名)
	通常は空欄	通常は空欄

(注3) 経営力向上計画又は先端設備等導入計画の認定申請書の記載から変更が生じた場合、設備取得事業者が変更後の設備情報を記載。

[本証明書に関する注意事項]

本証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法案に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特例措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。

これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。

詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。

税制措置の対象設備に関する留意事項  
(中小企業庁から税制措置を利用する事業者の皆様へのお知らせ)

- ① 対象設備の種類によって要件が異なることにご注意ください。設備の種類は税務上の資産区分（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上の減価償却資産の種類（機械及び装置、器具及び備品、工具など）と同様とお考えください。
- ② 設備の種類については、会社の経理に確認し、税務上の適切な資産区分であることをご確認ください。なお、会社の経理で判断できない場合は、税理士や所轄の税務署に相談ください。
- ③ 同一の設備であっても、用途によっては資産区分が異なる可能性があり、機械装置と器具備品、器具備品と工具等、資産区分が異なることとなった場合、販売開始時期の要件を満たさない可能性があることにご留意ください。
- ④ 中小企業経営強化税制（国税）に関する注意：  
医療保健業を行う事業者は医療機器・建物附属設備が対象外、データセンター業を行う事業者は電子計算機が対象外となります。また、対象設備に該当するものでも指定事業の用に供されない場合（映画業を除く娯楽業、電気業、銀行業等）は本税制の対象となりません。
- ⑤ 固定資産税の措置に関する注意：  
(1)経営力向上計画に係る固定資産税の特例については、対象となる工具・器具備品・建物附属設備が、一部の地域（7都府県：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府）に所在する場合、対象業種に限定があります。  
※固定資産税の特例に関する対象地域・対象業種の確認について  
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170404kyokakotei.pdf>  
(2)先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例については、市区町村によって対象となる設備や業種、特例率などが異なることがありますので、詳細については中小企業庁又は所在する市区町村にお問い合わせください。
- ⑥ 本証明書の発行、経営力向上計画もしくは先端設備等導入計画の認定を受けた場合であっても、税務の要件（取得価額や指定事業等）を満たさない場合は税制の適用が受けられないことにご注意ください。

<参考> 税制措置の対象設備について

設備の種類	用途又は細目	最低価額	販売開始時期
機械装置	全て	160万円以上	10年以内
工具	測定工具及び検査工具	30万円以上	5年以内
器具備品	全て（※3）	30万円以上	6年以内
建物附属設備（※1）	全て（※4）	60万円以上	14年以内
ソフトウェア（※2）	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	70万円以上	5年以内

※1 固定資産税の措置について、建物附属設備は償却資産として課税されるものに限る。

※2 ソフトウェアについては、国税の措置のみ対象。

※3 国税の措置について、電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部又は一部の提供を行う事業を行う法人が取得又は製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。

※4 国税の措置について、医療保健業を行う事業者が取得又は製作をするものを除く。



## 証明書(様式1)、チェックシート(様式2)に対する補足説明

- 一定期間(蓄電池電源設備の場合:14年)内に販売開始された製品である事が要件になっています。蓄電池電源設備は性能改良、新製品開発等が活発ですので、ほとんどの場合、該当すると思います。チェックシート(様式2)の販売開始年月、販売開始年度については、事実に基づき記入願います。尚、取得等をする年月については、設備ユーザーが主務大臣(担当省庁)から経営力向上計画の認定を受けた後、設備ユーザーが当該設備を設置する予定年月を記入願います。
- 生産性向上(旧モデル比生産性年1%向上)に対する考え方の一例を下記します。その他の指標がある場合は、別途、弊会にご相談下さい。
- 比較すべき旧モデルが全くない場合には、記載不要ですが、ほとんどの設備メーカーでは複数の蓄電池電源設備を販売しておられると思います。従って、同サイズ、同用途等の蓄電池電源設備に限らず、幅広く蓄電池電源設備を比較し、指標数値を算出願います。ただし、他の設備メーカーが販売しておられる設備との比較はしないで下さい。尚、当該設備メーカーで、過去も含めて、蓄電池電源設備を当該機種のみ販売されていない場合のみ、旧モデルが無いと解釈し、チェックシート(様式2)の生産性向上に寄与するか?の欄に、旧モデル無しと記載し、別途、当該製品のカタログ・パンフレット等、仕様が記載されている書類を添付願います。

番号	生産性向上指標	考え方
①	蓄電容量	蓄電池は電気を貯めるために機能する。技術革新により、1%以上、より多くの電気量を蓄電できるように改良された蓄電池電源設備は、生産性向上につながる。
②	充放電サイクル特性	蓄電池は電気を貯めるために機能する。技術革新により、充放電サイクル寿命が1%以上、長寿命化された蓄電池電源設備は寿命到達迄に、より多くの電気量を貯える事ができるため、生産性向上につながる。
③	出力密度	蓄電池は貯えた電気を取り出すために機能する。技術革新により、出力密度が1%以上、向上した蓄電池電源設備はより大きな出力が取り出せるため、生産性向上につながる。
④	自己放電	蓄電池は電気を貯めるために機能するが、放置することにより、蓄えた電気量を自然放出する。技術革新により、自己放電を1%以上、抑制した蓄電池は、より多くの電気量を出力できるため、生産性向上につながる。
⑤	充電効率、放電効率	蓄電池は電気を貯えたり、取り出すために機能する。技術革新により、充電効率、或いは放電効率が1%以上、改良された蓄電池電源装置は、より多くの電気量が使えらるため、生産性向上につながる。
⑥	その他	その他の指標については、別途、弊会へお問い合わせ下さい。